

○現場代理人の取扱いについて

令和6年7月1日 管理者決裁
令和7年2月13日 一部改正

札幌市水道局建設工事請負契約約款第10条第3項の規定による現場代理人の常駐義務の緩和について、現場代理人の効率的な活用、受注機会の拡大及び適切な施工の確保を図る観点から、現場代理人の取扱いに関する具体的な運用について、下記のとおり定める。

記

1 現場代理人の常駐を要しない期間について

工事が次の(1)から(4)に掲げる期間にある場合、現場代理人の常駐を要しないものとする。また、現場代理人は、常駐を要しない期間の工事を複数兼任できるものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事しゅん功後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、当局の都合により検査が遅延した場合は、その期間も常駐を要しない。）

2 現場代理人の兼任を認める工事について

(1) 兼任の対象となる工事

次に掲げる要件をいずれも満たす場合は、当該工事を現場代理人が兼任できる工事とし、同一の者が2又は3件の工事の現場代理人を兼任することができる（当該工事の主任技術者又は監理技術者を兼務している場合を含む）。ただし、工事内容等により、施行担当課が現場代理人の兼任を認められないと判断した工事については、告示等にその旨を明示することにより、兼任の対象工事としないことができる。

ア 札幌市（他企業局を含む。）発注の工事であること。

イ 1件当たりの請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満であること。

(2) 兼任を特例的に認める工事

上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、個々の工事の難易度、工事現場相互の条件等を踏まえ、当該複数工事の現場代理人を兼任することを認めることができるものとする。

ア 監理技術者等の取扱いについて（平成29年3月31日管理者決裁。以下、「監理技術者等の取扱い」という。）の4の(1)に該当することにより、2つの工事を同一の主任技術者又は監理技術者が管理している場合。ただし、この場合、当該2つの工事以外の工事の兼任は認めないものとする。

イ 監理技術者等の取扱いの4の(3)に該当することにより、当該複数の工事を同一の専任の主任技術者が管理することができる場合。ただし、この場合、当該複数の工事以外の工事の兼任は認めないものとする。

ウ 監理技術者等の取扱いの4の(4)に該当することにより、複数の工事を1つの工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる場合

エ 現場代理人の常駐を要しない期間にある工事と上記(1)のア及びイをいずれも満たす工事の兼任である場合。ただし、この場合、上記(1)のア及びイを満たす工事の兼任は1件までとする。

3 兼任の条件及び手続

(1) 兼任の条件

複数工事の現場代理人を兼任させる場合、受注者は次のいずれかの措置をとらなければならない。

ア 監督員（工事主任）と常に連絡を取れるよう、予めそれぞれの工事に連絡員（受注者の社員（役員を含む。））を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を現場に配置すること。

イ 携帯電話等により現場代理人との連絡体制を確保し、その体制について監督員（工事主任）の承諾を得ること。

(2) 兼任の手続

受注者が現場代理人を兼任させようとするときは、対象となる工事のそれぞれの監督員（工事主任）に事前に連絡をしたうえで、「現場代理人の兼任届」（別紙様式）を兼任する工事の数に応じて作成し、それぞれの監督員（工事主任）に提出すること。

4 余裕期間を設定した工事について

告示において余裕期間を設定した工事においては、契約締結日から工事開始日の前日までは現場代理人を配置することを要しない。

5 その他

本取扱いに基づいて常駐義務を緩和した結果、現場代理人の職務や連絡体制の確保に支障が生じる等、適切な施工の確保ができなくなったと判断される場合は、札幌市水道局建設工事請負契約約款第 12 条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

附則

この取扱いは、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この取扱いは、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

現場代理人の兼任届

年 月 日

(あて先)

- ☐ 札幌市長
☐ 交通事業管理者
☐ 水道事業管理者
☐ 病院事業管理者

(住所)

受注者 (会社名)

(代表者)

現場代理人を下記の工事に兼任させたいので、届け出します。

記

1 兼任させる現場代理人

氏 名		連 絡 先	
-----	--	-------	--

2 兼任する工事①

工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
請負代金額	金		円
監 督 員 (工事主任)	札幌市 [局・区]	部	課
連 絡 員	氏名		連絡先

3 兼任する工事②

工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
請負代金額	金		円
監 督 員 (工事主任)	札幌市 [局・区]	部	課
連 絡 員	氏名		連絡先

4 兼任する工事③

工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
請負代金額	金		円
監 督 員 (工事主任)	札幌市 [局・区]	部	課
連 絡 員	氏名		連絡先

※本書を兼任する工事の数に応じて作成し、それぞれの監督員（工事主任）に提出すること。

※連絡員は、携帯電話等により連絡体制を確保し、監督員（工事主任）の承諾を得た場合は不要とする。

※連絡員について変更が生じる場合は、監督員（工事主任）と協議すること。

※本書を提出せずに兼任させた場合、本書の内容に虚偽があった場合、兼任を認めた後に虚偽が判明した場合等は、契約上の信頼関係を損なう行為に該当するものとして札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止等措置等の対象とする場合がある。